

14 横須賀リサーチパーク地区地区整備計画区域

制限事項		計画地区				
		研究所A地区	研究所B地区	グランドセクター地区	住宅地区	公共公益施設地区
(1)	建築物の用途の制限	情報通信産業を中心とした研究所、研修所及びこれらに附属するものの	情報通信産業を中心とした研究所、研修所及びこれらに附属するものの	事務所、研究所及び研修所並びに店舗、飲食店、ホテル、旅館及び公衆浴場(風俗営業及び店舗型性風俗特殊営業の用に供するものは除く。)並びに銀行、郵便の業務の用に供する施設その他これらに類するもの並びに国又は地方公共団体の支庁又は支所の用に供する施設並びに会議場、集会所及び展示場並びにテレビスタジオ並びに学校、図書館及び博物館並び	共同住宅、寄宿舍及びこれらの建築物で日用品の販売を主たる目的とする店舗を1階部分に有するもの(店舗の用途に供する部分の床面積の合計が500平方メートル以下のものに限る。)並びに下水ポンプ所並びにこれらに附属するもの	公衆便所その他公共公益上必要な建築物及びこれらに附属するもの

				に診療所並びにスポーツの練習場並びに自動車車庫及びガソリンスタンド並びに地域冷暖房施設、変電所及びガスガバナ一施設並びに巡査派出所並びに工場並びに水素ステーション並びにこれらに附属するもの		
(2)	建築物の容積率の最高限度					
(3)	建築物の建蔽率の最高限度	10分の6	10分の6	10分の6	10分の6	
(4)	建築物の敷地面積の最低限度	1,000平方メートル	3,000平方メートル			
(5)	壁面の位置の	道路境界線に面する部分は5	道路境界線に面する部分は5	道路境界線に面する部分は5	道路境界線に面する部分は5	

	制限	メートル及び隣地境界線に面する部分は2メートル	メートル及び隣地境界線に面する部分は2メートル	メートル及び隣地境界線に面する部分は2メートル。ただし、集会所、ガソリンスタンド、ガスガバナー施設、巡査派出所及び水素ステーションについては、この限りでない。	メートル及び隣地境界線に面する部分は2メートル。ただし、下水ポンプ所については、この限りでない。	
(6)	建築物の高さの最高限度	地盤面から31メートル	地盤面から31メートル	地盤面から60メートル	地盤面から31メートル	地盤面から10メートル
(7)	建築物の形態又は意匠の制限					
(8)	へい等の構造の制限	へい等で道路境界線から5メートル以内に設けるものは、網状その他これに類する形状のもの	へい等で道路境界線から5メートル以内に設けるものは、網状その他これに類する形状のもの	へい等で道路境界線から5メートル以内に設けるもの(ガソリンスタンド及び水素ステーションに設けるものは	へい等で道路境界線から5メートル以内に設けるものは、網状その他これに類する形状のもの	へい等で道路境界線から5メートル以内に設けるものは、網状その他これに類する形状のもの

				除く。)は、網 状その他これ に類する形状 のもの		
--	--	--	--	------------------------------------	--	--